



吉道村  
明編輯

近世吉道村回篇 下

5  
3994  
12上





伊予 3994 12止

近世太平記四編卷之下目錄

- 一 皇子御降誕并御命名の事
- 一 河野山野田の両賊河村參軍へ情願の事
- 一 河村參軍賊の使者小面會説示の事
- 一 西郷隆盛最後決議の事
- 一 城山據集の賊悉く滅亡の事
- 一 賊徒平定并首級實檢の事
- 一 大山綱良斬罪の事
- 一 諸兵解隊并山田大山野津三少將凱旋の事
- 一 總督官并河村參軍伊東少將凱旋の事



近世太平記四編



一 山縣參軍并東伏見曾我高島の三少將凱旋の事

一 池邊吉十郎石井貞興捕縛并處刑の事

一 戦死人招魂祭の事

一 凱旋式 天覽并五鎮臺慰問使の事

一 残賊處刑の事

一 軍功賞典并諸賑恤の事

近世太平記四編卷之下

皇子御降誕并御命名の事

古語曰く人間萬事塞翁が馬禍福ハ絢る繩の如しと云

や叔も 今上天皇ハ皇叔母親子内親王薨去たまひ且西

南の役不多く良臣を亡ひ給て宸憂わしせられけり豫

く御寵愛淺くぬ早蒞權典侍愛子の方ハ當春より御懷

胎く九月ハ臨月ハ當り迎宮内省ハ云も更なり官院

省使府縣も御分婉の其時を待構つて侍醫を始り

御附の人々其用意大方なりと云る折とあま廿二日の朝よ





産氣附く御坐せらる。正午十二時安々と玉の如き皇  
 子御降誕遊をささる。天皇陛下を始奉り、皇太后  
 宮、皇后宮皇族方の御喜悦もつ計りり、大臣參議を始  
 とく、勅奏判の官員方、麝香間詰有位非役の華族  
 迄皆喜悦を言上し、萬歳と稱へけれ、抑權典侍愛子と  
 申へ東京府華族正二位柳原光愛卿の女も、明治四  
 年八月廿二日掌侍に任せ、後權典侍に擢られ、曩の  
 薰子内親王と産奉り、今又皇子誕生し、ぬふ最も愛度事  
 ありけり、二十八日御祭典式にせられ、翌二十九日御命名  
 の式を行われ、醮宴を設け給ふ、其御式は先式部寮の官

員正殿と裝飾し、午前十一時親王大臣參議宮内省の勅  
 任官麝香間詰の華族方列を正し、參列も、聖上高御座  
 へ御させ給へ、羣臣磬折其次は大臣祝詞を言上し、勅  
 答ありて初獻と供し、次は次第の物と供と、臣下は賜ひ畢り  
 入御の後羣臣退出と、醮宴の間は歐洲樂を奏し、  
 皇子の御名を敬仁親王と命け給ひ、建の御殿は御住居の  
 多、建は宮と稱へ、ける貴顯の群臣詩を作り、歌と詠し、  
 降誕を賀壽し奉る。正二位久我建通卿は御用掛と仰付ら  
 れ以下は屬官女官迄殘る方あり、命せられ各謹と盡し  
 たり、醮宴は列せぬ官員方華士族平民に至るゆへ、此御



賀と傳聞さ萬々歳と我を祝しける

河野山野田の兩賊河村參軍へ情願の事

却説西郷以下の賊徒等へ城山と根據と一縣廳私學校より  
嬰守し防禦は暇ありける官軍の竹棚を廻らし日々  
大砲を以て攻立るふを私學校を始め岩崎邊砲火は為  
は焼けんも賊は益窮蹙し只官軍が襲來へ二人ありとも切  
斃し討死せんと思ふより外は詮術ありたるかゝる所み  
二十日の曉新撰旅團の兵三十名焼残つたる私學校は  
一方を襲ひ火を放て責けるも賊三人を討取て銃器彈  
藥若干を分捕り歸りてかゝる廿二日午後一時四十五分

の頃城山の下縣廳の邊より白旗を打振りて降参入の  
躰めし二人の賊別働隊第一旅團高島少將は隊中獨  
立第二大隊の持場する胸壁内より來りて二人の淺黄嶋の  
紬の服と著し葦山笠と戴て河野主一郎と名乗り今  
一人は紬線縞は服と著し今一葦山笠と戴き山野田一輔  
と名乗り叔言あり情願の筋をいゆるを河村參軍  
は面會を願ふなり本營より通行の儀頼むたしを  
申ける直は該旅團參謀部の出張所より逐一糾問し  
官兵の銃劍と装束を左右と圍り荒田村に在る高嶋少將  
の本營より護送せり叔も頃日官軍の諸本營より徒然



の餘り詩を作り或ハ力士と口集ル角觥の戯れをせ  
諸將校の慰へん今日も高鳥少將の本營西近の力士ふ  
角觥を親見物せられが彼兩人と護送せし旨を聞き  
霎時兩賊と繋ぐせ置き角觥終く夫謀部の尉官とし  
く情願の來由と委く尋問せしむるよ河野主一郎先言  
やう今回西郷隆盛政府の尋問の筋より陸軍大將たる  
と以て兵を率る熊本と通過する時方り鎮臺兵大將  
の命を奉せ居之と遮り遂に政府の尋問する事能はば  
空しく今日に至る闘争を隆盛は於て如何なる罪過を  
受て先よの中原等は刺客と差出し政府の尋問せん

とんべ兵と以て之と遮られ遂に征討の命を下さる其趣  
甚解し難し若し罪有り之と天下は鳴らら公然征討  
せらるるを至理至當の隆盛は向ひ無名に征討心得  
難し故に城中は者よ其何れ依り討る所以と知らず理  
非明白ふ之と知らむ必自ら處する所はらん此情由を  
明瞭に承り罪の子細と評決ありたり其旨趣を得し上  
り復て城山は歸り西郷と始り諸士兵卒を委く示し  
篤と安心させたる後自ら處する所ありと山野田輔諸共  
は辨舌水の流る如く詞と工ふ述べたる此は於て兩人  
み食を與へ直に磯に在る所は警視詰所へ嚴重に護送せし



くむ全所より口供と綴る之を田の浦なる河村参軍は營  
所を報じ彼兩賊も諸共田の浦さうく護送しし

河村参軍賊は使者より面會説示し事

叔も田の浦ある河村参軍は營所へ磯の警視詰所より河  
野山野田兩人は賊と口供差添護送せしハ尉官直其趣  
と参軍より上申あり、参軍口供と熟覽、賊等勢窮、謀竭  
き使者と出しく事情と探らし、我面會し、賊情と糾  
問せん、乃兩賊を引出し、猶自情願の子細を尋問あ  
る、一、兩賊のゆう、大久保内務卿、川路大警視等は  
内命を以て、西郷大將と暗殺せん、とせし、依て政府へ尋

問の爲兵と率く熊本と通過せし、方り臺兵等も渡ら  
れ、情實貫徹せし、中征討は命下りし、何事ぞや  
理非明白承たし、官無辜の西郷と征し、無名の戦心得  
難しと苦く切く述べし、河村参軍呵々と打笑し憎き  
申條哉征討の主意を知り、杯と鈍くと申出づる、西  
郷も元來知らぬ筈、汝等逆も能知るらん、左に去あ  
ら、暫く之を知らぬと申聞さん能承き内務卿も  
何れ大警視も何れ罪ある之を糾問するは權を得た  
る、然るも道路の説に依り、中原尚雄等を拘へ、苦楚を極  
く拷訊し、口供を作らせ強く拇印させ、其口供を妄信し





河村参軍田の浦  
の本營より河野  
山田の両賊より  
面會の圖





陽の政府は尋問せんと名をとと雖も猥も大兵と動さん、  
 何の道理ありある西郷隆盛の陸軍大將ありとを擅に兵卒  
 と募り猥も兵器と弄し勅あつて大兵と率ゐ東上次  
 るは謂れあり又熊本に官兵は遮られ時野心あをま  
 へ其折柄一弾とも放たぬ劔戟と交は兵器と投捨る軍門より  
 來り情實と述べたよ左いあつて官兵は抗しつゝ敗れ  
 敗れつゝ走り走つゝ集る或は金穀と奪ひ或は紙幣を作り  
 或は良民と脅迫し強く出兵せむこれ國憲を犯すと  
 は大罪なる事判然たり且其所業賊といふとざるを得ざる  
 所附するは賊名といふとざるに至當あり故は 天皇陛下

赫怒在せられ征討仰出されたるあり斯く暴動を成し  
 めざるが爲は曩も我内勅と奉りて庶民爲に航せ時豈  
 圖んや壯年輩の暴舉に依り銃器と採り我船を擬し我  
 上陸と擁ぎし因り畢る深重ある 聖慮と達とる能を  
 徒に歸帆と前條の次第なるを以て征討と  
 き條理あるは鏡を懸て見る如し何と疑ふ事あらんと理  
 非明白を示されしかゝる流石の兩賊も忙然と言半句の詞も  
 あく感服の色面は顯れ恐入つてをわする其時河村參軍の兩  
 賊に向ひ賊名を受け官位と褫奪せられ征討仰出されし  
 理非明瞭ふ分つて如何ふと有しつゝの兩人齊く答を



曰理非判然や、毫も間然とする所あり、實は方向を過ぐ  
て速に歸營し衆人の説き自處とする所有しめんことを申け  
る時より河村又曰ゆる是迄の征討參軍の職務は對し公事  
と以て汝等と問は答る事情あり退く私情を顧慮ふ時  
は我と西郷隆盛といふ如き兄弟の如く交り分桃の情淺ら  
らざるを、故私一言と寄つた事あり歸る西郷は告口よ  
彼が子菊之助も我甥と共に三ノ嶽の戦は虜となり彼が  
妻子も我思ふ所あり惡く計ふ事有べし、是等は等し心  
と残さざれば、潔く意を決せよ、今二十三日午後五時迄は  
諸口は進撃と止むべし、軍門に降伏する共亦潔く討死

とする共早く進退を決まべし、言へば事は是迄あり、五  
時と過あども是迄の如く砲撃せんと言諭と詞の中は多少  
の情を含み、懇切な説諭され、二人の感涙漫は止り  
敢て寛仁大度の仰をいづる等閑と思ふべき急ぎ歸營と  
免さんふ此件々と速に衆人は説示さんと言われ、思ひ子  
細のほる故に山野田一人歸營を免さん、河野は歸營相成  
ば、山野田は哨兵線外より護送せしめ、其所より放還さ  
れ、賊營より歸行く河野は本營に留置れ、賊滅亡の其  
後、九州臨時裁判所は於て、十月十五日口供拇印済と  
除族の上懲役十年の處刑とをいふ成りけり、



西郷隆盛最期決議の事

茲こゝ又また山野田一輔いちのすけの官軍くわんぐんの哨兵せうへい線外せんがいより放還はうげんされ速すみに城山じやうざんの營えいに歸かへりり始刺客しやくかくの質問しつもんより政府せいふへ尋問じんもんの出馬しゅまと臺兵たいへいの遮さへりし事こと賊名ぞくめいと附つし征討せいとうの命めい下くだりし事情じやうけいゆゑ詞ことばと工くわ詰問きつもんもいづも實じつは邪よこしま正ただ敵てきを可べかららざりし河村かむらの爲ためは辨わづらひ駁はつさん一言半句いちごんはんくの議論ぎろんも出いで且かつ河村かむら参軍さんぐんの懇切こんせつなる説諭せつごの趣箇しゆこ様々さまざまと一五いちご一十じゅうと物語ものがたりればけよ左ひだりも何なにらんと西郷さいかうへ即諸兵すしやうへい率りつと召集めいしゆめ其意見そのいけんと問とけるよ或あるは云いふ我われ等朝政てうせいと不當ふたうと中原等ちゅうげんらうと若楚わくそ無根むこんの口供くわんぐと拊ふ印いんせめめく西郷大將さいかうだいしやうの心を勵げんし君側きんがわの女妓吏にょけいりと掃滌そうたつ

んとせしは天運てんうんの至いたらざる斯ごとの如ごとく事遂ことつひは茲こゝに至いたると潔けつく墳墓ふんぼの地ちに討死うちじし義烈ぎれつの名なを千載せんざいに残のこさんと或あるは曰いふ我等僻縣へくけんに在あり朝政てうせいの綴密ていみつし其所そのところを得えると知しらば帝ていは洋風やうふうに惑溺まどくすると怒いらり一旦いつたん義兵ぎへいと擧あげ官軍くわんぐんに抗敵かうてきすると雖いも殃わざはひは徳とくに勝かび勢力せきりき窮迫きゆうぱくすると事斯ことごとく如ごとく假令かじやう花々はなはな敷討死敷うちじする共賊名ともぞくめい遁にるは非ひを逆さかと去さるは順しんに歸かへりせば少すくく汚名おとめいと雪ゆきぐは足あり出いで軍門ぐんもんに降くだるはと或あるは曰いふ我われ幼こより劔戟けんげきと執とり主命しゅめいを奉たげ官兵くわんへいに隨したがひ朝敵てうてきに攻撃こうげきを功こうに依より軍人ぐんじんの負おけ入いりも論合ろんがをば職しやくと辞しし大將だいしやうの幕下まくかに属まり隙ひまを窺うかがひ姦吏せんりと征せいし朝政てうせい



と一變せんことを不幸事あらばと雖も何を降伏する  
事と爲ん戦敗れ身寸段は切斷するを敢て節を屈  
よとらば或い云ふ我等西陲に土著し舊習を墨守し  
舊藩小身の士當路不在朝憲を關ると蔑視し寵を  
嫉み權を猜み人智開明に至ると我淺陋ある鄙見は比  
較へ順逆邪正を誤謬り事の茲に至ると天あり命あり然  
と雖も過る改るを憚る勿れと入り降伏し先非を悔  
悟し朝廷の爲ふ忠を竭し前罪を贖つ今死するは勝  
らんと或い云ふ始め事を擧しより公を名し私  
利を嘗む元來論と待む何を今更邪正順逆を以て之

と論せん支那國の李世民忽必烈も事遂れんと唐  
の太宗と稱し元の世祖と稱するあれ事遂るは逆賊と  
呼る我朝の將門光秀等皆是あり何を敗紐は依り彼も  
降らん尸と野外に暴よる武道の本意豪傑の欲する所  
かり速に死を決せんと或い云ふ降旗と掲げ官兵の一隅と  
開くせ奇謀を以て彼を欺き名ある將校を殺害し最後は  
思出せんあどや衆議紛々として歸著とする所あり  
因り西郷隆盛の衆を顧みて云けるや各の議論何れと  
一理あり韓信の辱を忍び賈人の股を潜り後には齊王の位  
に即ち越王勾踐の吳王夫差の奴隸となり終は會稽誓す



耻と雪げり、然而、我陸軍大將の印綬を受け、朝政不干與せし、思ふ所あり退隱せし、羣僚の議ふ、全、不良と謀る、兵を擧げ、微運し、軍敗れ、勢窮し、力屈し、死に垂んとし、數分時間の餘命を惜み、面縛し、降を説き、辱を後世に遺さん事、我が取ざる所あり、假令賊名を蒙る、死と共縛は就く嗤笑を萬世に遺すと、勝れり、我が潔く義烈に死せん降んと欲する者、降を我心の決まりと言放ち、ければ、満座の將卒等皆云、中、始事を擧るる方、協力同心、死生を共にせん、事と盟約あり、何を今に至る、渝る、死に只何共し、先生の御命を延させざる、思ふ、我

々が斯く立論し、及び、ありと異口同音、演ければ、各の心底、忝し、さる、死戦は一決し、此趣を河村参軍に報せ、漸く決議せり、官軍めぐる、二十三日午後五時の期を過ぐ、彼議を報し、來りし、即令を傳へ、明二十四日午前四時を合圖し、大進撃を定め、定らんける

城山據集の賊悉く滅亡の事

明も、九月二十四日午前四時、東方未だ明ざる、豫て定め、一發の号砲を合圖し、大山少將が指揮せらる、攻城砲隊は、浄光明寺山の砲壘より、數門の大砲を



連發一其聲轟然〜〜百千の雷は頭上は激鳴次  
るが如くあるは彼時遅〜此時早〜城山の四面は蟻附と  
る攻撃兵は一齊は鯨波を作〜小銃を亂射し第一第二旅  
團并は別働隊第二旅團の兵は城山の正面及び左右より  
樹間を潜り葛蘿を傳は岩石を攀〜進撃し熊本鎮臺  
及び別働隊第一旅團の兵は池の平新集院迫より攻登り  
城山の中央は達とんと〜第四旅團の兵は城谷の辺より  
岷々〜嶮と攀〜岩寄谷の賊壘を攻ん事を欲し第三  
旅團及び新撰旅團の兵は城山の前面は向は諸軍相競と  
進む圍繞の圈線は在る所は兵隊は攻撃兵の勢を應援を

るの爲は、大は関聲を發し、喇叭を以て之を交へ前軍は  
銃聲後軍の鬨音轟然〜〜爲は山河を震動せり中  
みも新撰旅團の中隊長中尉安村治孝が率する右半隊  
は私學校と中央左右の三面より攻撃し、忽は之を奪  
領り半隊長相庭少尉試補は率する左半隊は大手口よ  
り舊本城を突入り、小銃を放り無二無三は攻撃とせむ  
賊支る〜能く散々は成り潰亂を依り直は舊長局  
より、倉庫櫓等と焚焼は焰炎天は蔓なり其光月色と  
掩ふ夫より一分隊は舊本城を残り其他は城山に向は進撃  
と右半隊は招魂社の左傍より、左半隊は稻荷堂は



本道又ハ村間ト攀登リ、未明ニ城山の頂ニ達シたり爰  
ニ於テ諸手ニ攻撃兵皆悉ク要地ト占領シ賊巢ヲ  
向テ激射スル彈丸ハ雨ト降リ霰ト濺ギ銃火閃々ト  
曉霧ニ映ト凡ト四十分時間息トモ繼ゴ攻撃たり此際  
賊ハ死力ト盡シテ防戦シけれども四方官軍ハ攻撃急  
あれハ何リハ以テ堪ズキ終ニ大崩ニ成テ敗走スルハ  
新撰旅團の攻撃隊ハ夜將ニ明んとスルニ臨ミ右半隊  
中の二分隊ト城山ニ殘シ他の分隊ハ右翼ヨリ左半隊ハ  
左翼ヨリシ諸團の兵ト共ニ岩崎谷ト十重井重ニ圍繞シ  
四向ニ山上ヨリ谷底の賊兵ト狙撃シ或ハ谷ニ下リ賊

巢ニ亂入シテ縦横無盡ニ切廻リ此時賊魁ト始メ岩崎谷  
の入口ヨリ向テ逃出んとシ新撰旅團の兵之ト亂射シ西郷ハ  
行衛ト此所被所ト搜索セリ茲ニ賊ハ重傷ト負ビ路ハ傍  
ニ潜伏トスルアリ忽之ト痛ヘ西郷の所在ト糾問ト其時彼  
賊示シテ曰今負傷シテ彼所ニ走ル者ト西郷ありト云ヨ  
リ早く渠脱トスル安村中尉忽チ追付之ニ迫ル西郷今ハ  
叶トシテ也思ヒけん持テ短銃ト以テ安村ト狙撃シ  
安村之ニ股ト傷セリ其時二賊後ヨリ西郷の首ト刎ぬ其  
首ト携テ逃去シハ無慙アリル最期ナリカク安村中  
尉ニ續キ追駈來スル二等少警言部心得石神助幹西郷ハ







近世太平言... 勅奏判の官員すも其悦いもん方わ、征討諸將校の勉強と口管感歎せらる人民安堵の爲左の布告と出さ  
れり、

九州地方賊徒平定候趣本月二十四日征討總督二品熾位親王より電報と以て奏聞有之候條此旨布告候

事

明治十年九月二十五日 大政大臣三條實美

又庶兒爲縣令の速に左之通り管下へ布達せられり、  
本日午前第四時官軍庶兒爲城山へ攻撃相成候處  
賊魁西郷隆盛桐野秋秋其他打取或は致降伏候條一

同安堵可致此旨布達候事、

明治十年九月廿四日

かくて有栖川征討總督官と始め奉り山縣河村は兩  
參軍山田三浦谷野津曾我三好東伏見大山高島の少  
將以下諸團は將校方へ城山に至り賊徒の首級死屍と實  
檢せられり先西郷隆盛の出立に淺黄縞の單衣に紺は  
脚絆足袋と穿ち首わくし創所は右の太腿より左脇  
骨部へ貫通たる銃創右足骨部は舊勇劍陰囊水腫せり  
始め首と刎て持去り賊へ土と穿ち首と埋め自殺し果々  
れを要時の首の所在と失はば頃々見出し堀取りを扱



又桐野利秋ハ細編の上衣ニ縮緬の縹絆ヲ著シ左の大股内  
面筋内ト又腹部より腰部ニ貫通前頭より顛顛部ニ貫  
通スル銃創右脛骨部ト左の前髪より頸項部トノ刀創  
あり左中指舊ニ斷切痕左中指端ニ傷あり陰囊肥大多  
リ池上四郎ハラネルシャツ赤色細編の單衣ト著頸小大  
刀創あり逸見十郎太ハ淺黄細編ハ單衣ト著シ刀創銃創  
劔創數箇所あり別府晋助村田新八桂右衛門郷田正之丞  
蒲生彦次郎高城十左衛門岩元平八山野田二輔其他ハ者  
共モ悉ク數箇所の銃創刀創或ハ裂創劔創等負スル者ハ  
ありけり首級實檢の其席ニ羅列セラル諸將校の中に

或ハ賊徒等ト竹馬ハ友ヤ内外の親戚モあり或ハ元同省リ  
勤仕シ酒食ト俱メセシモあり又ハ維新の其際ニ共ニ櫛  
風沐雨シ艱苦ト嘗シ友モあり謗ニ云フ一毫差ヘバ天壤所  
ト易ふト一度方向ト誤リヨリ身ハ逆賊ト蔑視され多く  
良民ト傷害シ尸ト荒野ニ暴ト事心クルトハ言わズ無慙  
の最期トありたりと思フ悲側の状ト生ジ長太息トお  
しりけり叔西郷桐野村田池上別府ハ死骸ハ箱ニ入れ以下ハ  
死骸ハ洋氈ニ包ミ之ト浄光明寺ヘ差送り縣官ヘ引渡され  
兵隊若干之ト護衛シ土所ヘ埋葬セラル各長サ五尺ト四  
寸角ハ木標ニ姓名年月ト記シ立られハ誠ニ寛大の御



處置とて感涙袖と濡し、皆天恩の難有きを仰ぐ者ハ  
なかりけり其墳墓は位置ハ西郷と中央と、桐野利秋西郷  
正八西郷林右衛門逸見十郎太池上四郎別府晋助と右に、  
村田新八高城十左衛門蒲生彦次郎小倉壯太郎石塚長  
左衛門濱田正八岩元平八梶田幸内と左に、其他二十三  
人と左右に排列せられ、將校兵士の中みくも弔祭を行  
ひ一人も多うとあり、かく二十五日ふ至り、總督本  
營と鹿兒島に移し、總督官ハ同二十七日ハ長寄表へ御出帆ふ  
付諸將校と招ひ、左の令旨と賜ふとあり、  
賊徒猖獗多く月日と経今や元惡誅は伏し、西陲王く安

我、天皇陛下の宸襟と慰せらるる、果して何とぞおと、  
是一つも卿等各將校指揮其宜きを得るより、下士兵  
卒に至る迄殊に感情勉勵事に従ひ、此カは因らざるにあ  
し余深く之を嘉ふ、茲ハ本營と此鹿兒島に移ると因  
ら、乃卿等と招き聊う微衷と表と、其佐尉官の此席に  
列せらるる者及む下士兵卒ハ卿等其れ幸ふ予が意と  
轉示せよ、

明治十年九月二十七日

征討總督三品親王有栖川熾仁

又鹿兒島縣令へ左の通り達せらるる候



今般賊徒は與し一時方向と誤り官軍は抗敵と雖先  
非と悔悟し歸順自首とする者其罪を輕免せられ候筈  
候處追々歸郷其伏潛伏し捕縛の際ふ臨み不得止歸順  
願出候者往々有之甚以不立次第付來る二十日迄自首  
とざる者其罪を宥めぬ捕縛の上可處嚴科候條心得違  
の者無之様管下一般へ無洩布達致とぞ願く此段相達  
候事

縣令の右の趣を揭示し只管縣治を盡力され人民安堵と  
願く様説諭を注意とせられけり

大山綱良斬罪の事

茲に又鹿兒島縣令奉職中不審の動止ありしより官位を  
褫奪せられ其筋へ縛送せられ大山綱良の事實を糾問と  
られしは始に免や角陳せしる法官の訊問は何ぞ之を誑  
めん遂に實事と申けり扱も本年一月二十九日三十日  
兩夜賊徒數名草牟田村陸軍火藥局へ押入火藥掠奪せ  
し旨届出し付一等警部中島健彦等として取締と命じ  
置し處警視廳に奉職せし中原尚雄等二十一名昨年十  
二月頃より陰に歸縣し私學校の生徒を離間し西郷と暗  
殺し機に乗じ私學校黨を盡殺せしと密謀ある由を  
桐野利秋篠原國幹等承知とるや大隅高山に在る西郷隆



盛は會議の上舊兵隊を率ゐ上京するを決せしより私学  
校黨彈藥掠奪に至りし由り桐野兄弟後原等出廳し  
不日大舉しし出發の旨尤の儀と全意とするより金穀用意  
の依頼と承諾し畑中源左衛門ある者は自筆の書面を持  
と二月一日長寄表ある承惠社員へ金數萬圓調達の旨と  
申遣と今日造船所より昨夜賊徒多人數兵器を携へ銃器  
彈藥を掠奪せしに付保護の儀照會せし熊本鎮臺へ  
警備の儀依頼せしに敷の示談ゆれども不意と討たる不  
都合と思惟し故程能く應接の上差歸し置全二日彈藥掠  
奪の一件を内務省へ上申せり然るに其書面上御不審は

廉ハ匆卒の際庶漏れ出たるあり決し偽は非ど全四日  
廳中有合金豫備常備文部御委託金貢金大藏省預金  
并ふ宮寄支廳有合金合計拾貳萬圓且造船所火藥局  
等より預置する貳萬二千圓とも取纏め第六課長箕田  
長禧鎌田政直等より西郷へ相廻せし全七日西郷歸宅ふ  
付私學校へ行面會せり其時西郷曰るあり今入此地に居  
る彈藥掠奪等は暴動の爲とすし然るに中原等は密  
謀も全く大久保川路の内意は相違わし兵を率ゐ出發  
せしるもの治道の府縣鎮臺等へ通知せし縣廳も取計  
ひしれし旨と承知し同十一日今藤宏を以て中原等の口



近世太平記 卷之二十一  
供と西郷より、請取と之と印刷せし、且西郷出京云々此旨縣廳めく聞届する旨政府へ此御届并に府縣鎮臺へ此通知等と書記し、全十四日專使二十一名と派遣せり、右に全く各府縣と煽動の爲ふ非ど、只報知と一のまかり、又全九日、高雄艦著港、河村海軍大輔、林内務少輔等來着の節、右艦に至り、兩氏より面會し、銃器掠奪以下の始末尋問と受れども、元來西郷等も全意めんを程能く相對せり、河村は西郷へ面會致度趣ふ付、西郷へ其趣を通じ、西郷面會せども、旨と答へんと再度高雄艦に至り、頂の私學校黨小舟に乗組銃器を以て相迫りたる故談話も、且相別も、全艦も出港を相成り、同

十二日曩ふ承惠社員へ依頼たる金二万圓丈と石澤彌太郎橋口熊次郎と申者持参し、且熊本縣下の景状日州各藩追々操出、來り困却する等の事と書面をも委々申來り、抑始め中原等の密謀露顯とするや、脱走と防ぎ、且事情は漏泄と恐れ、巡查と派し、嚴々警備せり、然るに従來の警部巡查の大概從軍し、取締向等差問の折柄裁判所は奉職せらる、木藤武章、伊勢貞憲、谷村孫八、黒江景範等、西郷等は事と佐ん爲辭表と出し、警部は從事し、此旨付裁判所より免官の達し、おと雖も警部は採用せり、又西郷等出發の際、中原等處分の儀、二月下旬、三月上旬、みち大



坂より通知とてし夫迄ハ縣廳ゆく警備の旨と依頼せられ  
又何等の見込あるり私學校黨ゆく捕縛せし大教正天洲鐵  
然其他の僧侶等と共に中原等を入檻致さる置る川上親  
賢財部越樋渡五郎の三名桐野篠原等へ書回を以て從軍  
の儀志願とれ共嫌疑の廉之り糾問の未不審の見込か  
しと雖も謀計の泄漏と憚り其儘拘留せり前條の如く中原  
等二十一名密謀の企有る趣証跡も取れされ中嶋等の口頭  
は泥と暫く同意し二月三日より六日迄は追々捕縛し第二  
分署へ拘引し中島初め私學校黨ゆく警部中山行高河  
野半藏古川源助宮内俊藏及び樺山久兵衛仁禮景通等

みく糾問の節ハ残酷の拷訊も及ぶ趣と勅使隨行の船  
中より承り追々熟考せらるる暴威を以て口供と作為し  
ハ全く擧兵の名を求る爲み出さる事と存し且糧食等ハ  
儀も西郷の依頼に應じ其筋へ申付縣廳の中二箇所は焚  
出場と設け取賄とせ都々西郷隆盛の逆意と贊成し  
は相違あり趣去る七月六日口供押印済め終り九月三十  
日左の通り申渡され斬罪の刑ニ處せられしり

鹿兒島縣士族 大山綱良

其方儀覽島縣令奉職中朝憲と憚らば西郷隆盛等の逆  
意と佐け少警部中原尚雄等隆盛と暗殺せんと謀りし



逆私學校の者共檀ふ取扱るる口供で隆盛より受取り直之を印刷し右の故を以て隆盛等政府へ尋問の爲上京舊兵隊の者多人数隨行聞届けたる旨管下は布達し尙人心を煽動せざる爲專使と稱し各府縣鎮臺ふ属官等と派出し又各課の属官等とて賊用ふ供せしむるはあらざりども縣廳現在の官金拾五萬圓餘を隆盛等と相渡し且縣廳の内二箇所は焚出場で設け官米を以て糧食と給とる科より除族の上斬罪申付る。

十年九月三十日

享年五十二年七月なり此時魔島縣士族平田某外十

餘名より懇願あて綱良の遺骸を引取が乃黒羽二重の紋附は白縮緬の下著を著せ棺ふ入れく翌夜長寄寺町ある皓臺寺へ葬しと我

諸兵解隊并山田大山野津三少將凱旋の事

叔も西南の事起りより各鎮臺の兵ハ云ふ及む後備豫備兵并巡査等とも各團は編成し或は新に士族平民と各府縣より徵募し巡査とせしむるが暴徒の悖逆賊勢は猖獗あると聞華士旗平民に至る迄奮く從軍を願ふ者其幾許人あると知らん然るは凶敵日ふ威すより先達く解隊よあると召募巡査も既ふ八千六百人計りあると



が賊徒悉く平定し付、總督本營より、各自従前の本營へ、  
歸營せしめ、旨と各團へ達せしむる。是より先き、開拓使屯田豫  
備兵の東京より召募せしめ、九月十八日、吹上禁苑より、整列式  
天覽仰出され、歸籍の旨と達せしめ、本日御不例より、伏  
見二品貞愛親王御名代より、左の勅語と傳へ給ふ。  
西陣賊徒追討豫備と、屯田豫備と、徵し、演習等非常  
勉勵より、追日賊勢窘縮、平定近きあり、因り、出征より及  
び、今日歸籍の段満足と。

右御式畢り、各營所にお於て、酒肴を賜ふ。又、本月二十日、曩より  
引揚ありし、舊別働隊第三旅團の整列式を、吹上禁苑にお  
し、施行仰出されし、御不例より、依り、岩倉右大臣と以り、御代  
覽左の勅語と傳へられたり。

曩、賊勢猖獗の時、當り、汝等臨機の命と奉じ、從軍盡  
力の段、朕之と嘉尚せしむ。  
右畢り、各酒肴を下賜し、其後賊徒平定し、總督官其以下も、  
追々凱旋進み、依り、出迎の敬禮式を定められ、豫り、太政  
大臣より、陸軍省へ左の如く達せしめたり。

今般九州地方の賊徒平定し、付、征討總督以下歸陣の節、  
出迎、并敬禮順序左の通被定候條、此旨相達候事、

征討總督 横濱着港の節、陸海軍省より、將官各一名、



所出迎

但全所休息所へ其他共太政官より特別の設あるを以て之を除く

神奈川砲臺及軍艦に於て祝砲廿一發皇族に因る

新橋停車場へ府下在營の鎮臺歩兵二大隊護衛と

途上小整列と

鎮臺騎兵一小隊儀仗

参軍 横濱着港の節陸海將官各一名全所へ出迎

神奈川砲臺及軍艦に於て祝砲陸海全數十五發

新橋停車場へ歩兵一大隊護衛と途上小整列と

騎兵半小队儀仗

但總督全行ある時の儀仗騎兵を附せると他之

と省く

各旅團長及艦隊指揮官

横濱着港の節陸海軍よ

り佐官各三名全所へ出迎

新橋停車場へ騎兵一小隊儀仗

去程小三好少將へ大坂へ凱旋し全所は滞在と三浦少

將へ神戸着の後不例あるを以て病院に入り療養と

又陸軍少將山田顯義大山巖野津鎮雄の三氏へ千坂權少警

視と共に士官七十名兵士三百名許と率ゐ十月四日



高千穂丸より横濱港へ著せられ午後三時四十五分發の  
 汽車を乗り、五時前新橋停車場へ著港より大臣參議  
 勅奏官の人々公所へ出迎せられ三氏へ御料の馬車を乗り、  
 直り太政官へ参内し御對面あり、戰鬪盡力克く其  
 効を奏せし旨と勅語あり、各酒肴を賜ふ、私第へ  
 凱旋せられしなり、

總督官并河村參軍伊東少將凱旋の事

有栖川二品勲一等熾仁親王の曩ふ西南ふ妖氣の起り  
 時二月十九日と以て京都行在所ふ於て節刀を賜ふ征討  
 總督の大任を授けられしより直に筑前福岡へ御出陣あ

り肥薩日隅の四州を轉營し、艱苦を嘗み終に九月廿四  
 日城山の一戦ふ全勝を得賊魁首級を授け、巢窟を掃滌し  
 西州鎮定せしを以て、今七月七日河村參軍伊東海軍少將と  
 共、麻兒島の本營を御出立長崎へ著艦し相成り翌二十  
 八日、今港と出帆し、十月二日神戸港へ御着、今日午後四  
 時發の汽車を乗り、京都へ入る、洛東丸山ある佐阿彌  
 と旅營と定められ暫く逗留有けるが、今月八日午前七時神  
 戸港より丁卯艦を乗組伊東少將の春日艦ふ搭し鳳翔清  
 輝の二艦其前後と守護し、今月十日午前六時頃燈明臺に  
 前と通過し、今時富士艦より一發の號砲と合圖し横濱



港に列し、我軍艦を始め、魯獨英亞の軍艦は、桅檣へ祝旗と掲げ、水兵の檣上より列し、祝聲を發し、東海鎮守府より本艦の漕寄し、端艇も總督官宮を始め、海軍の諸將校と共に移乗せし、時より方り、神奈川の砲臺并り、内外の諸軍艦より、二十一發の祝砲を放ち、小汽船三艘を以て、端艇を護り、鎮守府に至る稍近し、又、海軍の楽隊の奏樂を初め、岸頭より大臣参議院省の長官以下、文武の官員羅列し、之を奉迎し、同府に於て茶菓を賜り、第九時神奈川縣官先駈し、大臣以下諸員と共に列を整へ、横濱停車場に至り、夫より別仕立の汽車あり、全所を發し、十時四

十五分新橋に着せし、十一時ふ至り、兩大臣と共に豫宮内省より廻り、御料の馬車も召れ、儀仗兵一小隊を前後に從へ、警視官先駈し、海軍の諸將校及び各省の勅奏官の馬車あり、之は繼ぎ、整堂々として、十一時四十分、皇居へ参朝せし、沿道は東京鎮臺二大隊及び巡查等左右に佇立し、護衛あり、叔凱旋の功を賞し、御對面は上左の勅語を總督官河村参軍伊東少將へ各自ふ下賜し、酒一樽交有一折宛と下され、且御出迎の人々と共り、酒饌を賜りたり。

征討總督二品親王熾仁



曩ふ麿島縣逆徒征討方く朕卿ふ委とるよ総督は  
任と以て候、御能く朕旨と體、久く聞外に在る艱  
苦と歴畫策其宜と得克く平定の効と奏と朕深く  
之と嘉と

征討參軍河村純義

曩ふ鹿兒島縣逆徒征討方く朕汝ふ參軍と命と汝  
能総督と輔翼しく久く艱苦と歴參籌督戰克く平定の  
効と奏と朕深く之と嘉に

海軍少將伊東祐麻呂

汝祐麻呂曩ふ部下の艦隊と率ふ陸軍ふ應援しく久く

外ふ在る艱苦と歴終ふ克く平定の効と奏と朕深く之  
と嘉と

斯く午後一時皇居と退出とせられ、時騎兵前後と護衛  
し、私邸へ凱旋相成し、有栖川二品親王へ征討総督に任  
と解き、即日陸軍大將ふ任とせられ、兼元老院議長議定官  
元の如くと仰出され、却説前ふ歸京と、宇和島出  
張各縣召募の臨時巡查と昨九日吹上禁苑と召と整列  
式と、天覽在ると、有馬三尋大警部と瀧見の御茶屋召れ  
長々出張苦勞の旨、勅語をせり、色畢と、聖上還幸は  
後一同へ御庭拝見仰付られ、何をも、聖恩の



優渥と感佩し、喜悅く退出致せしとて、

山縣參軍并東伏見曾我高為の三少將凱旋の事

茲ふ又陸軍少將二品勲一等東伏見嘉彰親王の賊徒凶暴と逞くとも、際し屢出征の負よ如らん事を御内願はりし共東北不逞の徒應援なきんも計りて、東京に在營せられしも、新撰旅團編成の時司令長官を命ぜられ、遂に出征あり、城山の戦ふ賊魁は此宮の手より斃せ、稍平定は趣き、諸兵凱旋の命下りしに、陸軍少將曾我祐準并山脇鈴木の兩少佐、小池陸軍會計二等副監督、小野田陸軍會計司、契副田所陸軍會計軍吏補、前田陸軍大尉

等と共に、十月十一日、横濱港に着港せし、午前八時十九分、別仕立の汽車より、全所を發し、九時二十分、東京へ到着あり、皇族大臣參議勅奏官の人々出迎ひ、九時三十五分、太政大臣大藏卿と共に御料の馬車に乗り、曾我少將の工部卿と全乗し、其他佐尉官等列を齊へ、鎮臺騎兵巡查警衛等へ、總督宮の凱旋は粗均しく、十時二十分、皇居へ参内せられしが、何れも拜竭仰付られ、兩少將へ左の勅語を賜り、御酒一樽交有一折宛と下賜を別席に於て、一全酒饌を賜り、御出迎の人々も對食仰付られしに、搦有栖川宮凱旋の如く在しとて、



陸軍少將二品親王嘉彰

卿嘉彰嚮ふ部下の兵と率ゐ、戦闘盡力終よ能く其功を奏と朕深く卿が其職任と盡とると嘉に、

陸軍少將曾我祐準

汝祐準嚮ふ部下の諸兵と率ゐ、各地轉戦久く艱苦を經終よ能く其功を奏と朕深く汝が其職任と盡とると嘉と、

右畢く十一時三十分、各退出とせたり、又山縣參軍へ諸兵と引纏め、後の警備等残る方お指揮し、本月十六日午前九時九重丸お陸軍少將高島鞞之助、其他

品川内務大書記官田中林の兩陸軍監督岡澤堀口の兩中佐李家軍醫上月中尉橋口會計軍吏等と共に横濱着艦海軍の小湊船お、東海鎮守府へ上陸せり、此時神奈川砲臺及軍艦雷電号お、十五發の祝砲を放ち、午前十時四十五分發の氣車お、横濱を發し、十一時四十五分新橋へ着せり、皇族右大臣諸省の長次官陸軍中少將佐尉官等、停車場へ出迎り、軍旅の勞を慰訪り、參軍へ右大臣内務卿と同車し、高島少將へ大藏工部の兩卿と全乘し、西郷中將東伏見曾我の兩少將大警視式部頭内務宮内の少輔各省正權の大少書記官等と共に直に皇居へ



参内有り儀仗の騎兵佇立の鎮臺兵警衛の巡查等例の如く  
小整々たり時ふ十二時四十分あり各拝謁仰付られ左  
に 勅語を賜る、

征討参軍山縣有朋

曩は麻兒島逆徒征討の方々朕汝も参軍を命じ汝能く  
総督と輔翼し久く艱苦を歴参軍督戦克く平定の効を  
奏も朕深く之を嘉と

陸軍少将高島鞞之助

汝鞞之助嚮ふ部下の諸兵を率ゐ各地轉戦久く艱苦を  
經終り克く其効を奏も朕深く汝が其職任を盡ると

嘉と

右畢り兩人の酒肴を賜り別席に於て出迎の官員と共に  
酒饌を下賜ふ何れも例の如く一時五十分退省せ  
り其他近衛第一聯隊も本日陸路を凱旋し翌十七日近衛  
歩兵第二聯隊鎮臺砲兵凱旋し東京鎮臺後備歩兵第  
二大隊一中隊は二十二日同大隊四中隊は二十三日より着京  
より各鎮臺の諸兵等も各此日凱旋し其戦場の實況を  
親戚知己に談話し互に無事を祝し軍事に休息し  
遺族等も其討死の強弱や或は敵の苛酷なる暴状を尋  
問さん懐舊の涙止め敢て漫ふ袖と濡しきり實に出陣は



其節ハ俱ニ勇ヲ出シ身ノ今凱陣ニ至クハ多くは中ニ討死  
スル歸來ラぬ人々ハ妻子ニ歎ク以テあゝん想像スレ憫然アリ

池邊吉十郎石井貞興捕縛并處刑の事

却説熊本縣の賊魁あり一騎當千と聞えり池邊吉  
十郎ハ九月一日賊徒ガ不意ニ鹿兒島へ突入の際ニ方ニ脚  
氣症ニ罹リ歩行自由ありざりしハ郡山郷の舊長長  
リ者ノ宅へ竊ニ匿居テ療養セリ故麿島へ突入スル事  
能ク原殘念ナリト切齒扼腕トシどもいふある英傑ニ疾  
病あり勝グシク翌二日ニ至リ既ニ屠腹ニ及ビんとスル  
ト該家の亭主ニ懇々説諭スルハ屠腹ト思止リしが同月

十九日病漸ク癒レ故城山へ忍入んと官軍の軍夫とあり

城山へ近付テ官軍の警備嚴めテ入る能ク又元の

郡山近傍ニ立歸テ猶隙ニ窺居テ中城山陥リ西郷以下

悉ク討死セリと聞き悔と雖も又此所ニ自盡シテ西

郷輩ニ黄泉ニ從んと左の書向ト認め母の許ニ送らんと

一筆奉申上候平素大事ト仕損ド不申様御教訓ト

受け其心得罷在候處始終の見且ト誤リ今志中涯分の

カト盡シ候得共トテ姦賊ニ討負ハ遺憾無限候吉

十郎も六月の末より久ク風邪あり難澁仕り未ニ元氣

付不申佐土原の敗ニ相成奔走出來兼候故一入敵中ニ





池邊吉十郎

書置と認め母の  
許へ送んと  
すゝ圖





陥り其後百方味方入込度潜行仕候得共其儀出来不  
申左候中到頭鹿兒島も敗れ西郷始め討死仕候間最早  
致方魚之薩摩の國郡山郷花尾と申所め切腹仕候素  
志とも不相達御先立申候儀不孝の罪何共可申上様魚  
之重疊奉恐入候尔去後世議論相定候上ハ吉十郎輩忠  
義の名相顯候ハ必定候得ハ此儀ハ御安心可被成候親戚  
朋友も多クハ義舉ハ加リ残少ハ候得ハ此後ハ弥以テ  
萬事御不自由ハ可被為在其の案勞仕候併一又  
國家ハ心ある人の相憐呉候儀も可有之ハ御難題子供  
中も成長の後ハ親の志を繼ぎ國家の御用ハ相立候様

御教訓呉々奉願上候益田策多と申人佐土原め行逢  
其後付添罷在候間此節最後見届候上歸國相頼申候  
間委細ハ同人より御聞取可被下候心事方緒紙筆難盡  
候目出度可祝

九月廿六日認

池邊吉十郎

御母上様

然るハ眞の西郷ハ遁れハハ巷説を信じ再舉を圖らん  
と各處ハ潜匿セシテ天網何を洩と云も終ハ十月十六日  
郡山郷の近傍ハ於テ警察の爲派出の巡查某ハ捕縛さ  
ル宮崎臨時裁判所へ送られ始末を糾問ありハハ池



邊乃云るや、明治維新の後舊弊と去り、皇戚と萬國の  
輝さるるを、上下洋臭ふ心酔し、民權と張り共和と談  
し弊害なると、忠孝の俗地と攘ふ故、外夷我を輕侮  
とる千島交換の如き其證なり、故を以て慨嘆措く能へ  
ば弊害二と建白とんと欲するも、採用あまひ必然あり、  
之二三の權臣、天皇陛下の聰明を蔽ふ然らざるを、  
ん彼奸臣と除き、國運を挽回せんと頻に慨歎の折柄、西郷  
等と暗殺とんと政府より遣はるる刺客露顯あ及びし  
より、原因と尋問の爲西郷等上京を決せると聞き、西  
郷一ひ足と舉げ、奸臣と掃蕩せよ、必然と察せし

共此際傍觀する時、彼西郷若し志を得て專横せるとも、  
之と匡正する能はば、共ぶ事と擧るは時なり、機失ふべ  
らば、熊本は出く、今志松浦新吉郎、山寄定平、櫻田総  
四郎等、面會し、一時衆議紛々として、決せりしが、二三日と  
経て、遂に衆説一定と、時薩の先鋒小川は達し、別府晋  
助指揮せりと、依り單身馳之、會し我素志と告げ、遂  
に熊本攻城の議論及べり、翌日熊本は歸り、市中既、灰  
燼とあり、其翌日薩兵熊本攻城の節、我手は教導と  
依頼する、斯く川尻ふ赴き、篠原國幹會し、城攻は實  
否と究問し、翌二十二日、全人段山口より攻撃せると、決せ



と認め、二十三日京町赤尾口へ歸るに松浦等兵士七百人許と救列をり、二十四日西郷の會せしふ今夜神風連の城中に斬入んと云ふ機に乗じ、總軍を將り夜撃せんことを語り、我神風連の鼻怯し、論じざるは足む、且大軍を擧ぐ夜襲せざるは不利を以て、其議を論破し、地理を明辨して西郷を別と歸來せし北村盛純、佐々友房等、高瀬口より出兵せり、二十五日右出兵先より急を報じざるは依り、我總軍を率ゝ、木留寺田立山等へ激戦し、銃傷を負ひ、隊を松浦へ譲り、二本木病院へ療養し、尚彈藥以下の事を指揮し、本營を此に置り、我兵へ田原吉次等へ防戦せしむること

頗る力む、此時に乗じ、魚頼の徒各所へ出沒し、良民に妨害を爲すと實に甚し、仍り別鎮撫隊を編制し、巡察せしめ、然るは官軍へ八代口へ廻り、我軍敵を南北へ受け、防禦容易ならず、至り、當縣士族弓削新の謀策を因り、桐野利秋と議し、石塘川と堰を、水と城下へ注ぎ、尚防戦ふ力と盡すと雖も、日ならず、川尻口へ敗軍し、木山其他へ引揚り、此時負傷稍愈ると以て、自隊下を指揮し、御舟へ進み復敗り、矢部へ退き、總負と五隊に分ち、佐々友房、北村盛純、岩間小十郎、深野三枝、柴謙十郎と隊長と、自撥軍を指揮し、人吉へ赴き、二隊と五木口へ四隊



と水股に進む防戦五十日を経る遂に敗れ大口を引揚げ夫より且戦ひ且退き本城犬久保財部山等を経宮崎に至る時我軍衰頽甚し加るる自分病氣あり衰弱を覺れ共強く兵士を鼓舞し保北川を防禦と時薩兵も敗れ我より援兵を遣さんと欲する際官軍は横撃され病中旁進退度と失を叢裡に匿れ夜に入る我軍は走んとする能く後推葉山を回り延岡に到らんとする途中我軍米良は在るに聞き到るに既に行方知れず還る佐土原に潜伏し西郷等庶兒鳥突人の説を聞き近邊迄到れ共官軍嚴に圍繞し達するに能く潜伏し時の至るを俟し西郷等

戦没し餘は降伏の旨を聞き落膽措かざる西郷死をざるは説あるを以て尚後圖を爲んと潜匿の内本月十六日遂に捕縛せしめり明白に言上せり依り口供を綴り十月二十六日左の通處刑申渡されり干時三十一歳あり

池部吉十郎

其方儀朝憲を憚る逆意を逞し松浦新吉郎山寄定平等と謀り兵器を弄し衆を聚め隊伍を編制し諸隊長を撰任せしめり自其統軍を指揮し西郷隆盛に應援し官兵を抵抗する科に依り除族の上斬罪申付る







戦死人招魂祭の事

西南の暴徒事と擧しより、義と金石より重く、身と毫毛より輕く、奮と王事み斃れ、者其幾許人あるや、依る其忠魂義膽と慰めん爲諸府縣に於て招魂祭と執行せらば、十月十四日より、十六日に至り、熊本縣下山寄練兵場に於て、全所鎮臺兵戦死人の招魂祭に先十四日午前七時、歩兵第十三聯隊砲兵第六大隊工兵第六小隊、神前を整列し、捧銃の禮終り、祭式と始む。兒五少佐祭主としく、神官等祭儀を助け、奏樂あり、谷少將と始め、諸將校軍吏等参詣あり、三日の間、競馬、輕業、手踊

相撲の興行、煙花の戯れ等あり、頗る雑沓と極る。向月二十一日あり、島根縣下松江菅公廟の境内と、新浮縣下招魂社あり、祭典と執行し、十一月四日あり、埼玉縣下浦和驛調神社拜殿前に於ても、戦没人の名を署し、祭文と讀み、平山權大教正祭主より、縣令白根多々祭文と朗讀し、属官區吏及び士族總代等各祭文と讀み、雜子手踊、花火等晝夜頗る盛開と極む、其外諸府縣に於て、或は官費と以り、或は私費と以り、之と執行せり、又東京九段坂上招魂社に於て、十一月十三日より、十五日迄三日間、臨時招魂大祭と執行せり、先十二日午後四時、清祓式



陸海軍の官員秋場よ参向祭式を行はる陸軍少佐葛岡信綱祭主より同午後六時招魂式を行はる陸軍大佐小澤武雄と祭主と一、招魂場の左右に庭燎を焼き、神饌十膳と供し、祝詞を讀む、十三日初め祭式午前二時、庭燎を焼き、九時陸海軍の官員幄舎に集合と祭主陸軍中將山縣有朋奉仕より、神饌五十膳と供し、祝詞を讀む、勅使從三位橋本實梁参向より左の祭文を朗讀せらるる。

招魂詞

天皇乃大命尔依氏此所齋庭設嚴神床乎作里宇豆乃

幣帛乎稱辞竟奉慎美敬母白佐久先比西方乃國佐彌

介理志時所乃戰場尔立氏命果奴留人等乃靈魂乎招

奉良久波天皇乃大御心尔所思食久諸軍人等此人身乎

不顧勞支勤米仕奉志尔依氏許曾容易良奴賊徒乎左急

速久打支多米言向竟如礼止愛給比慕給氏其我靈魂乃

緩輕久心毋穩尔思比休麻留倍久治給比立志切乎萬代尔

傳給波羊後世尔言比繼志米給波羊止所思食氏武官尔事

依志給布故事依世留大命乃任尔汝靈魂乎招魂社尔合

祀奉坐氏年緒永久奉齋奉治年止此所尔招奉里迎奉

留事乃由采聞食氏天翔來寄給比國翔集給比此靈壘



奇魂神憑里坐氏安久穩尔鎮坐止式部寮七等出仕兼  
大掌典從三位橋本實梁太玉串尔隱侍氏恐美母招奉  
久止白順

明治十年十一月十四日

十四日中の祭式祭主陸軍大將二品有栖川熾仁親王奉  
仕給ふ此日午前七時より陸海軍の諸兵及を警部巡  
査の参拜式あり各神前ふ整列し捧銃式を行ふ  
聖上へ九時三十分赤坂の皇居と御出門よりせり十時  
本社へ臨幸あり皇族大臣参議と始め宮内の官員供奉  
せり此時近衛隊へ正面より整列と本社へ幣帛料金千

圓を賜り祭式畢く還幸あり御式は昨日より粗今より十  
五日後の祭式海軍中將河村純義祭主より十六日午  
前十時直會式を行ひ祭式齊々肅々々々忠死の靈  
魂も喚や感應有へり舞ハ十二日より十六日より五日  
の間陸海軍の樂隊社内より於て更々奏樂し社前の飾  
り物奉納物種々の花壇等善盡し美盡したる譬るふ  
物なく能狂言競馬相撲等の場所より陸海軍開拓使  
警視局の官員并は戦死人遺族の縦覽の爲各棧敷と  
設けり又戦死人の遺族等が本社へ参詣する者も  
供物と須賜り射的場より軍人の命中より依り賞を賜ふ



奉納の大和舞、八雲琴、手踊、為人足の階子、乘等もあり、  
夜の境内に無数の球燈を点し、光彩殆ど白晝の如く、満天  
の星は鬚鬚より、烟火の戯れを多うあし、十六日の夜火  
工第一廠より揚りし、殊に美麗と盡し、戦地の景況を  
模擬したる、細工杯に至る、目と驚を計なり、此祭典の間  
晝夜の雑沓、参詣見物人の群集、流石に廣き招魂社に  
立錫の地もあき程よく、前代未聞の盛舉より、實に下士  
兵卒の云々及む、夫卒と雖も王事は死せし者も斯く  
盛大の祭義を享け、神と崇祀せらる、且方向を誤  
る時、假令將帥の任を忝し、光祿の位に陞る人

雖も姦賊逆徒と呼ぶ、野外に散と暴し、或は獄に撃れ、終  
に斬る處せらば、其禍福如何とや、瓦と爲る、全きより、玉  
と爲る、碎けぬ、或古人の金言宜なる、其扱も、這回招魂祭  
典に、弔祭と亨し、靈魂と算とる、陸軍士官以上三百三  
十四名、海軍士官一名、陸軍下士七百八十九名、兵卒三千四  
百二十九人、水兵二十人、生徒十二人、警部以上八十五名、巡  
査七百六十四名、總計五千四百三十四名なりとのり、

凱旋式 天覽 并 五鎮臺慰問使の事

是より先き、既に本管へ凱旋せし、三浦三好谷の三少  
將へ召ふ應じ、十一月一日早朝、佐尉官以下五十餘名を



率く西京丸を搭し横濱へ着し同日午前十時四十九分  
發の氣車ゆく同所を發し午前新橋停車場へ着ると  
しる大臣參議勅奏文武の官員出迎を御料の馬車  
ゆく直ふ皇居へ参内し成し例の如く御酒肴を賜り  
御前は於て左の勅語ありしなり

陸軍少將三浦梧樓

汝梧樓郷ふ部下の諸兵を率ゐ各地轉戦久く艱苦を經  
終に克く其効を奏し朕深く汝が職任を盡せると嘉し

陸軍少將三好重臣

汝重臣以下右同文

陸軍少將谷干城

汝干城嚮ふ賊の熊本と侵せり部下の諸兵を督し孤  
城と堅守し續く各地に轉戦し久く艱苦を經終に克  
く其効を奏し朕深く汝が職任を盡せると嘉し

右畢く各旅邸へ退出せり同日比谷操練場にて  
凱旋兵整列式 天覽の爲午前九時御出門ゆく九時三  
十分同所へ着御らせりは一等侍補吉井友實陪乘し  
右大臣を始め大久保大木の兩參議宮内卿輔書記  
官以下場は臨む板本日出場の兵隊は近衛歩兵四大隊  
騎兵一大隊砲兵一大隊工兵一小隊東京鎮臺歩兵四







遣さる各左の 勅語と傳へ酒饌料と下賜ふ  
 汝等嚮ふ鹿兒島暴徒征討の軍に従ふ各部下と共に  
 奮戦勉勵累月艱苦と經終る平定の効と奏も朕深く  
 其職任と盡すと嘉と因て待從姓名と遣はし其勞と  
 慰し汝等以下諸官へ酒饌と賜ふ

殘賊處刑の事

却說中津暴徒の内曩に豊後高田に縛り就く者共は  
 九月の初旬福岡に處刑ありし其内大分縣士族  
 米山秀雄野寄藤次郎の兩人は除族の上懲役十年其  
 他三人は二年一人は二年三人は一年の處をり其餘の七人

へ構おしと申渡され熊本縣士族上田休は西郷池邊等が  
 逆意と佐け柳原莊一外四名と斬殺しし科は依り九  
 月二十日九州臨時裁判所於て除族の上斬罪申付られ  
 其他の八十餘人賊徒と與り官軍に抵抗しる者共は情  
 と酌量し免罪となり又大分縣下竹田士族の薩賊  
 と應じ者の中や巨魁堀田政一は已の名を以て通行  
 券と製へ區戸長始め人民と強迫し更は兵隊と編制し  
 官兵に抗せし科は依り斬罪申付らる其他七八名の懲  
 役二年三年の刑の處をり熊本縣球麻郡の士族那須  
 拙速も池辺吉十郎の黨は昨年来未納の貢租金を取



立く賊の費用を供せし科に依り十月五日熊本より除  
族の上懲役三年の刑に處せし又西郷の暴擧に當り  
逸見右松等の命を請け九番大隊一番小隊の分隊長と  
あり後振武隊檢參軍と爲り官軍へ内通せし竹  
添六郎等の數人と貴島清の命に依り斬殺し各郷の  
士族を召募の爲り既島に渡らんともるは際縛せられたる  
小倉啓助は本月六日除族の上懲役十年に處せし同  
七日の逆徒に與り熊本縣士族の處刑にありし懲役  
一年一人三年一人百日一人其餘四十一人免罪にあり  
大分縣後藤純平の曩より日田縣より兇徒を集めし科

に依り懲役十年の處刑を受し養親の爲り收贖免役せ  
らるる増田宋太郎と謀り中津支廳を襲し人を銃  
器彈藥を掠奪し大分市中に放火せし科に依り同月  
廿二日斬罪又同日賊將日向國參軍となり高鍋出張本  
營の長と爲り人民を脅迫し軍資金數千圓黨與數百名  
と募り高鍋の士族坂田諸潔を除族の上斬罪申付ら  
れ今日九州臨時裁判所に於て處刑にありし鹿兒島縣一  
等屬奉職中大山綱良が西郷の逆意に與りるを察し賊  
徒等陸海軍所轄の彈藥を奪ひし旨内務省へ届出る文  
案と作る事實を隠し中原尚雄等の口供と添削して印



刷せし全縣士族今藤宏ハ除族の上懲役三年全縣四  
等屬たりし箕田長禧ハ大山綱良の指揮を受け鎌田政  
直等と共に縣廳の現金拾五萬圓餘と賊徒は渡り金圓  
交換の證書ハ萬圓と製造せしめたる科は依り懲役  
二年全縣一等屬兼一等警部トし右松祐永ハ大山の指  
揮を受け川上親賢等と苛刻の拷問せしめ士民を煽  
動し賊の召募は應ぜしめ科は除族の上懲役五  
年同縣中屬宮崎支廳詰トし時賊の暴舉を援んと欲  
肥高鍋佐土原延岡等の士族を煽動せしめ且山口兵庫塚  
等へ專使として派出の節筑後よ於て捕縛され長倉詢

も除族の上懲役七年全縣準中學校教官トし深見有  
常ハ西郷の本營に在り傳令使とあり後鹿兒島に歸り  
銃器彈藥等運送の事と擔任し黨與數百人を募りし  
ガ尻魚村に潜伏中捕縛され同く除族の上懲役五年何  
れも情と酌量し一等二等を減せし右の處刑は相  
成り今月二十五日ハ佐土原よ於て軍資金と募り  
島津啓三郎と佐は日向國參軍とあり懲役人と解放し  
土工兵は用る鹿兒島縣の士族鯨島元ハ除族の上斬  
罪の處せし今月二十一日ハ西郷等の逆意は與とし  
熊本縣士族ゆゑ大隊長池邊吉十郎と佐は其本營



在る副大隊長とあり、松浦新吉郎又参謀とあり、櫻田  
総四郎友成正雄、大里八郎の三人を共々除族の上斬罪  
申付らるゝが、松浦の刑場は臨み、必人間に再生し、逆  
賊を誅劔とん、迎快と呼ぶ事三度、己の事、世に今を  
たやいふ言の葉もあがり、けり、兼く極め、事、何  
りといふと、詠せしむ、斯く九州臨時裁判所、十月三十  
一日限り引揚よかり、る、今所、於て、裁決、相成、罪  
人の総数、三万八千五百五十四名あり、其内斬罪二十人、  
懲役十年二十八人、七年十人、五年八十六人、三年二百  
四十八人、二年九百四十六人、一年三百五十三人、百日百十

八人、七十日二人、三十日二人、除族百七人、棒鎖一人、贖罪九  
人、收贖十一人、免罪三万五千九百十八人、無罪二百九十五人  
あり、し、又横山經營あるもの、五番大隊四番小隊給  
與掛とあり、後、日向募兵の参軍とあり、官米と掠奪し  
て之と賣却し、八月中、永井村、於て、官兵の線内、  
入り、陽に降伏し、前件と色藏し、給與掛あり、雑役、關  
する旨と申偽り、故免あり、しが、猶凶意と逞く、桐野へ品  
物等と差送り、科、あり、十二月三十日、斬罪、處せら  
れ、今日、中村健彦等の指揮を受け、中原尚雄等、二十一  
名を非理の拷訊、及、不實の口供、強く、拇印とあり、め



剽へ西郷等の逆意と與せし、鹿兒島縣士族の中元鹿兒島縣三等警部賊の大小荷駄方とあり、又、勇義隊と編制し、各小隊長と指揮せし、中山盛高甚五兵衛と除族の上徴役十年、元同縣七等警部賊の小隊長とあり、宮内康寧と除族の上徴役五年、元同縣三等警部賊の本營附屬とあり、河野通英元全縣七等警部賊の半隊長とありし、木脇盛清元全縣四等警部賊の大小荷駄方とあり、美代清容元全縣四等警部賊の大小荷駄方とあり、又、桂四郎の指揮に依り、官の米金と掠奪し、賊の軍資とせし、柴善次郎の四人と除族の上徴役三年とあり、其

餘賊の暴舉と贊成せし、書簡を送らんとせし、東京寄留鹿兒島縣士族海老原穆も除族の上徴役二年とあり、又、陸軍附屬の者あり、賊と與り、木脇白井の兩人を明治十一年一月二十三日、左の通り、陸軍裁判所に於て申渡されたり、

陸軍砲兵監護

木脇盛志

其方儀、鹿兒島縣下、火薬製造所在、勤中、昨十年二月、故西郷隆盛等と與り、順逆と誤り、火薬を製し、其軍須小供とる科、死刑と處すと可き處、特旨を以て、死一等を減し、其官と褫を、準流十年申付る、



教導團砲兵第一大隊小隊附白井盛方

其方儀歸省中昨十年二月故西郷隆盛等と與一順  
逆と誤り官軍に抗敵とる科死刑に處せられた處特旨  
を以て死一等と減じ其官を褫せ準流十年申付る、

斯の如、罪の重きを輕きとて處し疑はれ之を免され

り明治十年二月以來十一年一月に至り山口福岡大分

熊本鹿兒島等諸縣の國事犯人と處分し各府縣に配

置ありたる人負へ東京警視監獄本署に三百二十七人

京都府に二十一人大阪府に六十八人堺縣に六十二人兵庫

縣に三十六人愛知縣に三十三人静岡縣に七十一人山梨縣

に五十九人神奈川縣に四十八人群馬縣に五十七人埼玉

縣に五十三人千葉縣に七十二人茨城縣に七十八人滋賀

縣に三十三人岐阜縣に三十人椽木縣に七十六人福島縣

に五十人宮城縣に百二十六人岩手縣に五十人秋田縣に五

十人青森縣に五十人山形縣に五十人石川縣に五十四人

新潟縣に八十二人岡山縣に四十二人廣島縣に二十人和

歌山縣に七十六人愛媛縣に四十人都合千八百廿四人

あり何れも血氣の大丈夫なるも大義の所在を  
辨へど方向と誤る時ハ圖圖に數ぐれ楮衣を被る力役

も苦む嗚呼嗟みざる者らんや慎むるべけんや



軍効賞典并諸賑恤の事

効有る賞せむ罪有る誅せむの唐虞と雖も天下を  
 化せむを能はざらん抑も皇族大臣の曩も勲一等  
 の叙せむも旭日大綬章と賜せむも参議以下の諸効臣  
 少く西郷中將故内閣顧問木戸孝允を除くの外未だ勲  
 章の典あらずも臺灣佐賀鹿兒島等の役は何れも  
 偉勲の人々あれど何と抽賞あらんやと 天皇陛下  
 へ賞勲局長官伊藤参議并副長官大給議官平井  
 一等秘書官等へ 詔と下し給ふ各勲位に叙せむべ  
 し十一月二日は賜せむる方々に先陸軍大將兼議長議

定官一品勲一等親王有栖川熾仁と大勲位に叙し菊花大  
 綬章と授與せむし陸軍中將兼参議陸軍卿正四位山  
 縣有朋陸軍中將兼参議開拓長官正四位黒田清隆海  
 軍中將兼海軍大輔従四位河村純義参議兼内務卿  
 従三位大久保利通参議兼大藏卿正四位大隈重信参  
 議兼司法卿正四位大木喬任参議兼外務卿正四位寺嶋  
 宗則参議兼工部卿賞勲局長官法制局长官正四位伊  
 藤博文の八名と勲一等に叙し旭日大綬章と授與せむ  
 其勲記以下も總て左の如し

天祐と保有し萬世一系の帝祚と踐たる日本國皇





諸功臣  
賞牌御  
親授の  
圖





立世大平記四編 卷之十一  
帝ハ官位姓名と明治勲章の大勲位叙一何々章と授與と仍く汝ハ此位は属する禮遇及ぶ特權を有するを得たり、

神武天皇即位紀元二千五百二十八年明治十一年何月何日東京宮城に於て親ら名を署し璽と鈐む

御名 大日本 國璽

參議兼工部卿賞勳局長官法制局長官四位伊藤博文印  
議官兼賞勳局副長官從四位 大給 恒印



此證と勘査し第何号と以て勲等簿冊に記入と

賞勳局一等祕書官正六位 平井希昌印

今月九日陸軍少將兼司法大輔從四位 山田顯義陸軍

少將從四位 三浦梧樓陸軍少將正五位 谷干城陸軍少將

正五位 野津鎮雄陸軍少將正五位 曾我祐準陸軍少將

正五位 三好重臣陸軍少將兼陸軍少輔正五位 大山巖

陸軍少將兼大警視正五位 川路利良陸軍少將從五

位 高島鞞之助海軍少將正五位 伊東祐麻呂海軍少

將兼議定官正五位 赤松則良の十二名と勲二等叙し

旭日重光章と授與とて同月二十二日宮内卿兼一

等侍補正二位 德大寺實則と勲一等叙し 旭日大

勲一等叙し 旭日大



近世大正日記 卷之二  
綬章を賜ふり又去る十二日陸軍少將兼議定官三品  
勲一等東伏見嘉彰親王は左の勅語ありて金三千圓を  
賜れり、

卿曩は鹿兒島逆徒征討の方々部下諸兵を指揮し  
進討盡力克く平定の効を奏せり朕深く之を嘉と仍  
く其賞を金幣と賜與ふ

十二月九日に至り陸軍大佐從五位福原實陸軍大佐兼  
陸軍裁判所長從五位黒川通軌陸軍大佐兼太政官大  
書記官從五位小澤武雄陸軍大佐從五位揖斐文章陸  
軍大佐從五位野津道貫陸軍會計監督從五位田中光

顯陸軍軍醫監從五位林紀陸軍中佐正六位品川氏章  
陸軍中佐正六位岡本兵四郎陸軍中佐正六位樺山資  
紀陸軍中佐正六位堀江恭久陸軍中佐正六位岡澤精  
陸軍會計一等副監督正六位川崎祐名陸軍中佐兼少  
警視從六位田邊良顯の十四名を勲三等に叙せし又  
同月十五日の元老院幹事從四位河野畝兼議官正四  
位柳原前光の二名を勲二等に内務少輔正五位林友幸  
檢事長正五位岸良兼養の二名を勲三等に内務大書  
記官從五位品川彌二郎山口縣令從五位関口隆吉福岡  
縣令從五位渡辺清鹿兒島縣令從五位岩村通俊内



務權大書記官正六位石井省一郎大分縣推令正六位  
 香川真熊本縣權令從五位富岡敬明の七名と勲四等  
 内務權大書記官從五位船越衛權中警視正六位石  
 井邦猷開拓權大書記官正六位安田定則開拓少書記  
 官從六位折田平内の四名と勲五等と叙せしむり、  
 山田野津三浦三好谷曾我大山川路高島伊東志  
 松の十一少將福岡黒川小澤楫斐野津品川岡本樺山堀  
 江岡澤田邊の十一佐官林軍醫監田中會計監督其他  
 文官数名へ年金と賜り河野幹事林内務少輔岸良  
 檢事長關口渡邊の兩縣令船越内務書記官石井中警

視其外数名へ金幣と下賜せしむり、同月二十八日へ中警  
 視從五位安藤則命判事從五位小畑美稻判事正六  
 位大塚正男の三名と勲五等と叙し、雙光旭日章と授  
 與とし、判事三好退造同南部甕男同馬屋原二郎同  
 香川景信同寛元忠同中島信近同臣佐武同鶴峯甲  
 敬同福田正章元老院少書記官馬屋原彰同戸田秋成  
 檢事加納讓同杉本芳熙同橋口兼三内務少書記官木  
 梨精一郎同權少書記官西村捨三同二等屬淺井新一  
 同三等屬増子永圖同三等屬日比重知同十三等出  
 仕片山泰平同八等屬西村義道同九等屬山本章造



同十等属小川守一同十等属原順太郎地租改正局  
 六等出仕市川正寧同九等出仕無山口縣一等属中野  
 武營庶見島縣大書記官渡邊千秋山口縣大書記官  
 木梨信一熊本縣大書記官北垣國道長崎縣大書記  
 官河内直方大分縣少書記官小原正朔等其他各員  
 一、金幣若干と賜り翌十一年一月四日海軍大佐從五  
 位仁禮景範海軍中祕史正六位有馬純行の兩名と勲  
 三等と叙し旭日中綬章并二年金貳百六拾圓と賜り、  
 海軍中佐正六位井上良馨海軍少佐從六位磯部包  
 義の兩名は勲四等と叙し一年金百八拾圓と賜り海軍大

佐從五位松村淳藏海軍中佐正六位福島敬典海軍  
 中佐正六位澤野種鐵海軍中佐正六位伊東祐亨海軍  
 少佐從六位緒方惟勝海軍少佐從六位山崎景則海  
 軍少佐從六位笠間廣盾海軍少佐從六位兒玉利國海  
 軍少佐從六位青木住眞の九名と勲四等と叙し一年金  
 百二十拾五圓と下賜し其他陸海軍の佐尉官軍醫會  
 計部下士兵率に至り警視廳の敬言視警部巡查又ハ  
 文官の各員も漸次ハ効勞の多寡と論定し一級二級乃  
 至三級と其昇等も形々ハ勲等と叙し一年金と賜ふも  
 あり一時若干の金幣と賜り賞詞ありハ杯ハ最多端



の事よ〜と、枚擧は違ふに、叔又新撰旅團編制は  
 際ふ舊縣士族と説諭〜、徵募は應〜、征討は勉勵  
 と〜、盡力と〜、華族徳川慶勝徳川茂承津輕承  
 昭津輕承叙南部利恭松平定敬前田利同成瀬正肥毛  
 利元敏細川立則等の諸君へは宮内省〜縮緬或は  
 羽二重其他の品々と賜り、負傷者の爲は綿織糸以下の  
 諸品と賑恤と〜、差出と〜、華士族平民は負は  
 應〜、夫々は賜物褒賞様々あり、又戦没の遺族は數  
 多の祭染料と賜を扶助料若干賜と〜、負傷の爲り  
 廢人となり、身軀不具に至り〜、例は照準〜、恩給

らと〜、其賞典の厚〜、刑罰の寛裕あると稱し、皆  
 悉く喜悅の眉を開き、彼の唐虞三代文武の聖代と稱  
 するも、敢く隆と禪ら〜、と兆民歡喜拊躍〜、實り  
 明〜、治る御代と稱せぬ者へを〜、けり、



近世太平記四編卷之下 大尾

明治十二年一月廿一日板權免許  
明治十一年二月十五刻成

愛知縣士族

編輯人 吉村明道

名古屋區東主税町  
八番屋敷

愛知縣平民

出版人 片野東四郎

名古屋區玉屋町  
井六番屋敷



東壁堂藏板發賣書房

東京

北畠茂兵衛東京 小工林新造

同 稻田佐兵衛同 稻田政吉

同 小林新兵衛同 稻田佐吉

同 阪上半七同 山中市兵衛

同 江嶋伊兵衛同 牧野吉兵衛

同 丸屋善七同 江嶋喜兵衛

同 長野龜七同 水村源兵衛

同 吉川半七同 東生龜次郎

同 穴山駕太郎同 水野慶次郎

京都

藤井孫兵衛大阪 柳原喜兵衛

同 大谷仁兵衛同 前川善兵衛

同 福井源次郎同 三木佐助

同 田中治兵衛同 岡田茂兵衛

同 出雲寺文次郎同 中川勘助

同 川勝德次郎同 松村九兵衛

同 若林喜助同 大野木市兵衛

同 神先宗八同 森本太助

同 神先次郎同 赤志忠七

同 永田調兵衛同 辻本信太郎







